

広島市消費生活センターだより

クーリング・オフ通知の出し方を 知っておきましょう。

※クーリング・オフとは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘による契約等にこの制度が設けられています。



事例

訪問してきた業者に床下の点検をしてもらったところ「配管が腐食している」と言われ、高額な工事契約をした。

アドバイス

- 契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフをすることができます。連鎖販売取引(マルチ取引)など20日間の取引形態もあります。
- はがきに必要事項を記入し、**両面のコピー**を取り、**特定記録郵便**や**簡易書留**などで出します。また、クレジットを利用している場合、**クレジット会社にも通知**します。
- 困ったときは、一人で悩まず**広島市消費生活センター**にご相談ください。

クーリング・オフのはがきの書き方(例)

表		裏	
切手	□□□□□□	契約解除通知書	
(氏名)	(住所)	① 契約日	○年○月○日
(販売会社名)	(住所)	契約書面受領日	○年○月○日
		② 商品名・サービス名	○○○○
		③ 契約金額	○○○○円
		④ 販売会社名・担当者名	○○○○
		上記日付の契約を解除します。	
		なお、支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。	
			○年○月○日
			住 所 名
			氏 名

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間: 10時~19時 休館日: 毎週火曜日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時(12月29日~1月3日と祝日は休館))